

平成28年度 第3回大阪府依存症対策推進協議会 議事概要

◇日時：平成29年2月23日（木）午前10時～午前11時30分

◇場所：大阪府立精神医療センター 本館棟3階 大会議室

◇出席者：出席18名（代理4名含む）

開 会

(1) 会長挨拶

協議

(1) 地域生活支援検討部会からの報告【資料1】

主 旨

依存症治療検討部会における成果報告として、下記の提言を実現するよう、協議会として取り組むべきであることを意見する。

提言①：身近で良質な依存症相談支援体制の構築

提言②：アクセスしやすい依存症相談支援体制の確立

報告における主な質問及び意見

◇相談支援体制の強化として、大阪の精神科スーパー救急のある医療機関には、夜間、休日の相談や場合によっては入院などのバックアップとしての役割を担っていただきたい。

協議会の意見

地域生活支援検討部会からの報告を平成28年度事業報告書（案）及び依存症対策のあり方について（提言）（案）に反映させることとした。

(2) 依存症治療検討部会からの報告に基づく活動状況【資料②-1、②-2】

主 旨

前回の協議会で承認された、精神科スーパー救急病棟を持つ精神科病院へのぼちぼち配付について、浅香山病院へ訪問し、意見交換等を実施するとともに、『ぼちぼち』テキスト及び急性期対応・導入の工夫、司法対応についてまとめた資料を配布した。

今後も、何かあれば相談をというような形で、顔の見える関係を構築していきたい。

報告における主な質問及び意見

◇浅香山病院から、精神科スーパー救急における依存症対策についてどのような意見があったか。

⇒現状としては解毒をして地域に返すという状況で終わってしまっていた。ただ実際に関わる職員、特に看護師などは本当にそれでいいのか、という思いはあり、まずは現場レベルの意識改革の一歩として周知はさせていただく、という意見があった。

◇本事業は今年度で終了となるが、引き続き、研修や訪問などの機会を活用し、精神科スーパー救急における依存症患者の受入れ、適切な対応が広がるよう、取り組みを続けていただきたい。

(3) 平成28年度事業報告(案)について【資料③-1、③-2、別添①、②、③、④、⑤】

主旨

事務局にて、平成28年度事業報告(案)を作成したので、検討いただきたい。

(内容：前回協議会(11月)以降の取組について説明。)

- ◇外来ぼちぼちの参加者が自主的にニューズレターを作成した。院内外で活用している。
- ◇ギャンブル依存症治療プログラム(GAMP)の第1クールが終了。2月から開始の第2クールは新規申し込みのみで11名の申込みがある。
- ◇薬物依存症認知行動療法プログラム(ぼちぼち)モデル事業において、汐の宮温泉病院に1クールモデル実施いただいた。テキストの解釈が難しい部分があるとの意見を受け、『ぼちぼち』テキストの解説版を作成した。
- ◇平成28年12月1日にCRAFT研修会、平成29年2月10日にアルコール依存症治療に関する研修会をそれぞれ開催した。

報告における主な質問及び意見

- ◇ぼちぼちモデル事業は普及を進めていく上での枠組みとして非常に有効であると考える。
診療報酬の算定はどのようにしているか。
- ⇒◇ひがし布施クリニックでは面談の時間等を追加し、ショートケアで算定している。
- ◇汐の宮温泉病院では基本的に入院患者に対して入院集団精神療法で算定している。

- ◇依存症集団療法については、薬物依存症しか算定できず、アルコール依存症は算定できない等の問題がある。
- ◇依存症の種類ごとに診療報酬上で差があるのはおかしい。国に対して引き続き声を上げていく必要がある。

協議会の意見

平成28年度事業報告(案)については、数値等を盛り込んで加筆修正することとし、承認。

(4) 依存症治療拠点機関設置運営事業最終報告(案)について【資料④】

主旨

事務局より、3か年の主な活動成果と課題について報告。

- 成果
- ①：大阪アディクションセンターの設立
 - ②：依存症治療検討部会と地域生活支援検討部会の開催
 - ③：治療プログラムの整備
 - ④：治療プログラムの普及

課題と対応方策

- ①：依存症治療体制拡充の必要性
- ②：医療機関の限界とネットワークの可能性
- ③：法規制など環境整備による依存症対策の推進

協議会の意見

依存症治療拠点機関設置運営事業最終報告（案）については、数値等を盛り込んで加筆修正することとし、承認。

(5) 依存症対策のあり方について（提言）（案）について【資料⑤】

主旨

これまでの協議会と2つの部会を通じて得られた意見を取りまとめ、今後の国や各自治体における依存症対策の指針となるよう期待を込めて、提言を取りまとめた。

提言

- ①：依存症治療の普及啓発活動による依存症治療体制の強化推進
- ②：相談支援者および医療従事者に対する研修機会確保による人材の育成
- ③：依存症関係機関ネットワークの充実による包括的支援体制の構築
- ④：依存症患者の早期発見・早期治療に向けた取り組み推進
- ⑤：法規制など環境整備による依存症対策の推進
- ⑥：青少年に対する予防啓発活動の実施

報告における主な質問及び意見

提言①について

◇大阪市内ではアルコール依存症の治療の大半をクリニックが行っている。

「病院」という形で書くと診療所が入らないので、「専門の医療機関」や「診療所」という文言を付け加えていただきたい。

新規項目の追加について

◇薬物事犯で初犯の場合、保護観察が付かない執行猶予判決となる場合が多く、適切なフォローを受けないまま地域社会に復帰し、再犯に及んでしまうケースが多い。警察が初犯の段階で介入できるような仕組みが必要ではないか。

当事者の意見の反映について

◇依存症当事者の方々の「私たちのことは当事者抜きで決めないで」という言葉にもあるように、提言には当事者の意見を反映させていただきたい。

協議会の意見

依存症対策のあり方について（提言）（案）については、本日の意見を盛り込んで加筆修正したうえで、協議会の意見とすることとし、承認

情報提供

- (1) 大阪いちょうの会より：シンポジウム「ギャンブル依存ゼロの大阪をめざして」について
- (2) 大阪マックより：セミナー「豆の木ネット」の開催について
- (3) 大阪断酒会より：「アルコールとアンチエイジングを考える市民セミナー」の開催について
- (4) 大阪ダルクより：セミナー「刑の一部執行猶予制度時代のダルクとその近未来」の開催について